

第十回国会 衆議院 経済安定委員会 議録 第十八号

昭和二十六年三月二十三日(金曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 岡司 安正君

理事 多田 勇君 理事 竹山祐太郎君

理事 勝間田清一君 理事 奈良 治二君

岩川 與助君 金光 義邦君

福井 勇君 淵田 義君

細田 榮藏君 宮原幸三郎君

有田 喜一君 森山 欣司君

出席政府委員

経済安定政務次官 小峯 柳多君

委員外の出席者

経済安定事務官 吉岡 茂君

専門員 園地與四松君

専門員 菅田清治郎君

三月二十二日

砂糖の輸入並びにかし用割当増加の請願(木村公平君紹介)(第一五二四号)

労働用物資割当に関する請願(柄沢をみ子君外一名紹介)(第一五二五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

物資物価統制に関する陳情書(中国五県議会議長會議代表広島縣議會議長小谷傳一)(第四三六号)

労働用物資配給に関する陳情書(新潟市川岸町新潟県労働用物資対策協議会会長國吉文雄外二名)(第四五二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の追加選任

第一類第十七号

経済安定委員会議録第十八号

昭和二十六年三月二十三日

国土調査法案(内閣提出第九二号) 小委員会の経過報告聴取

請願

一 地代、家賃の改訂に関する請願(淺沼稻次郎君外一名紹介)(第八号)

二 資源調査費国庫負担の請願(志田義信君紹介)(第六四号)

三 鉄くずの公定価格撤廃に関する請願(玉置實君紹介)(第一一五号)

四 資源調査費国庫負担の請願(柄沢をみ子君紹介)(第三〇三号)

五 労働用物資割当に関する請願(坂田英一君紹介)(第三八三号)

六 飲食営業臨時規程法廃止に関する請願(中島守利君外三名紹介)(第七〇〇号)

七 事業者団体法等の改正に関する請願(田口長治郎君紹介)(第九一一号)

八 労働用物資割当制度強化に関する請願(野村専太郎君紹介)(第一二六〇号)

日程追加

一 砂糖の輸入並びにかし用割当増加の請願(木村公平君紹介)(第一五二四号)

二 労働用物資割当に関する請願(柄沢をみ子君外一名紹介)(第一五二五号)

陳情書

一 ガソリン類の価格引上反対に

関する陳情書(社団法人日本自動車会議所会長村上義一)(第五号)

二 石油製品配給に対する統制撤廃の陳情書(全国石油協会の長森平東一)(第六号)

三 労働用物資対策に関する陳情書(前橋市北曲輪町二番地群馬県労働用物資協議会会長橋本一太郎)(第一六七号)

四 労働用物資配給に関する陳情書(札幌市南一條西十三丁目北海道労働用物資協議会川口武夫外一名)(第三一五号)

五 労働用物資配給に関する陳情書(青森市大字大野青森地方労働用物資協議会会長安孫子正吉外二名)(第三六六号)

六 労働用物資配給に関する陳情書(富山市安住町八番地富山県労働用物資協議会会長永田喜一郎外二名)(第四〇六号)

七 事業者団体法改正に関する陳情書(東京都中央区日本橋横山町七番地社団法人東京実業連合会会長中野金次郎)(第四一二号)

日程追加

一 物資物価統制に関する陳情書(中国五橋議會議長會議代表広島縣議會議長小谷傳一)(第四三六号)

二 労働用物資配給に関する陳情書(新潟市川岸町新潟県労働

用物資対策協議会会長國吉文雄外二名)(第四五二号)

○國司委員長 ただいまより開会いたします。

これより本委員会に付託されました請願の審査に入りたいと存じます。

まず日程第五、第八を議題に供し、紹介議員の紹介説明を求めます。紹介議員の代理者多田勇君。

○多田委員 紹介議員の代理で請願の要旨を御説明いたします。

労働用物資割当に関する請願、坂田英一君紹介の金沢市金沢商工会議所内石川県労働用物資協議会長の請願であります。

本請願の要旨は、労働用物資の特配については、昭和二十四年度からその施行が非常に消極化されたため、一般労働者の生活は、一層困窮し、労働生産性の昂揚を阻害している現状である。

ついては、現行配給機構を統一し、給配要請手続を簡素化し、労働加配主食は低廉な丸労働価格の設定並びに米麦のみの配給とする等を実施されたいというのであります。

請願第八の労働用物資割当制度強化に関する請願は、野村専太郎君紹介の、東京都港区高島新吉君外四千七百六十二名の請願でございます。本請願の要旨は、現下内外の諸状況と、わが国労働事情とにかんがみ、労働用物資政策の意義及び効果を再検討し、労働保護の積極的新政策として、労働用主食、衣料、酒類、たばこ等に関する施策を強化充実し、もつて労働生産性の向上並びに産業平和の確立に資するよう、すみやかに適切な措置を講ぜられたいというのであります。

○國司委員長 ただいまの請願について政府より意見を聴取いたします。小峯政務次官。

○小峯政府委員 政府といたしましては、物資の割当配給に関する制度は、だん／＼これを縮小して参ることにいたしておりますが、その経済政策とは別個に、社会政策的な観点から、ただいま御指摘になりましたようなことに開きましては、できるだけ考慮をいたしたいつもりであります。ことに最近物価が上りきみでありますし、それに対する資金騰貴の時間的食い違いを、何らかの方法によつて調整したいと念願して、せつ／＼検討中であります。

○國司委員長 次に日程第二、第四を議題に供し、紹介議員の紹介説明を求めます。多田議員に代理を願います。

○多田委員 本請願は志田義信君紹介、青森県議會議長櫻田清君外七名及び柄沢をみ子君紹介、北海道議會議長坂東秀太郎君外七名からなる請願でございます。本請願の要旨は、国土開発法が公布され、地方は、それぞれ計画を樹立しているが、開発すべき資源が判然としない結果、とかく公共事業の拡充に終る傾向が多い。全国に秘蔵されている資源を国家が指定し、調査させ、短期間に終了させるために、資源調査費を国庫負担で交付されたいというのであります。

の向上並びに産業平和の確立に資するよう、すみやかに適切な措置を講ぜられたいというのであります。

○國司委員長 ただいまの請願について政府より意見を聴取いたします。小峯政務次官。

○國司委員長 いただいたの請願に対して政府より意見を聴取いたします。

○小塚政府委員 新しい行政の部面として、国土総合開発が非常に大きく取上げられて参つておりますことは御承知の通りであります。しかしこれが地方に対する負担の面で、地方財政困難な折柄、御指摘のようなこともあるのだと考えます。なおたまたま本国会で御審議願つております国土調査法なども、多少問題は違ひましても、これは国費による調査を考へておるわけでありまして、同じ精神を援用いたしまして、御指摘のようなことも研究するつもりでございます。

○國司委員長 次に日程第一について紹介議員の紹介説明を求めます。多田議員に代理を願います。

○多田委員 地代、家賃の改訂に関する請願でございます。この請願は淺沼稻次郎君、武藤運十郎君の紹介になるもので、長野県下諏訪町鳥羽豊君外十一名からなる請願でございます。本請願の要旨は、地代、家賃は、現在地代家賃統制令で統制されているが、地代、家賃の統制価格の改訂は、物価庁告示で行われている。しかし一方において、国家公務員に対しては、法律で賃金ベースが設定されており、公務員の現行賃金ベースでは、住居費はわづかに百七十一円しか見込まれていない。国民生活にとつてきわめて大きな影響を持つ地代家賃の問題を一方的に改訂することは危険であるから、地代家賃の改訂は、国会の審議を経て、賃金ベースとの関係を考慮してきめられたいというのであります。

て政府側の意見を求めます。

○小塚政府委員 地代、家賃が、諸物価に比して不当に低かつたため、この改訂を先般来行つて来ております。また御指摘のように物価庁がこれを指定してやつたことも事実であります。それが公務員の給与ベースとの関係というふうな問題であります。単に地代、家賃の問題だけでなしに、実際の消費者物価指数ともならみ合せまして、公務員の給与はできるだけ十分考慮して参るつもりであります。

○國司委員長 日程第三、鉄くずの公定価格撤廃に関する請願について、紹介議員の説明を求めます。多田議員に代理願います。

○多田委員 紹介議員玉置實君にかわりました請願の要旨を申し上げます。鉄くずの公定価格撤廃に関する請願で、本請願は東京都金興興業ビル内鉄くず諸団体代表の請願でございます。本請願の要旨は、鉄鋼関係のうち価格統制の現存しているのは、鉄くず及び銑鉄のみで、このうち銑鉄は補給金の撤廃とともに早晚廃止されなくてはならないので、問題となるのは鉄くずの価格統制である。鉄くずの需要は、鉄鋼業の回復とともに増加するに反し、供給は不足を告げ、価格はますます騰貴して、公定価格と市場価格の間に著しい差を生じている。しかしながら、鉄くずを原料として生産される鋼材には、国際価格がある以上、無限に鉄くずの市場価格を上昇させるということはありません。また鉄くずは公定価格があるために、かえつて市場価格を値上りさせる原因となることも考えられる。すなわち低物価政策的意義のない

公定価格は、無意味であつて、いたずらにきびしい取締りが集荷を減退させるだけである。ついでには、鉄くずに対する公定価格を撤廃されたいというのでございます。

○國司委員長 いただいたの請願について政府の意見を聴取いたします。

○小塚政府委員 銑鉄、鉄くずの統制の問題は、ただいま政府において検討中でありまして、おそろく近い機会にその結論を得るものと思ひます。特に鉄くずそのものの鉄鋼生産が、平炉業者による面が相当重たいという観点からいたしまして、御指摘のような点で難点のあることも承知いたしております。銑鉄、鉄くずのマル公を撤廃するかどうか、まだ結論を得ておりません。かりに御指摘のように、銑鉄のマル公がはずれるというふうなことになるならば、鉄くずもあわせてマル公を撤廃したい所存で、目下研究中でございます。

○國司委員長 次に日程第六について紹介議員の紹介説明を求めます。多田議員に代理願います。

○多田委員 紹介議員中島守利君、河原伊三郎君、野村専太郎君、龍野喜一郎君にかわりました請願の要旨を申し上げます。飲食営業臨時規整法廃止に関する請願で、東京都全料理飲食喫茶業組合連盟会長野村源治郎君の請願でございます。現在の食糧統制は、二箇年前の飲食営業臨時規整法制定当時とは大いにその趣を異にし、指定主食と砂糖以外はことごとく自由販売に復帰し、外食者の食生活を確保するために規定された外食券制度については、指定主食以外は何一つ外食券に対する裏づけ配給を必要としないなど、各般の情勢はすでに本法廃止の時期的段階に立ち至つています。ついでには、すみやかに本法を廃止されたいというのが本請願の要旨でございます。

は漸次低調を余儀なくされ、水産物業者の復興安定に寄与するはおろか、団体自身の運営すら困難になつておるのであります。ついては事業者団体法の禁止事項を安当に解除することにも、これに関連する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する等の措置を講ぜられたいというのが、本請願の要旨でございます。

○國司委員長 これについて政府の意見を求めます。

○小塚政府委員 事業者団体法の改正は、いただいたの請願の御趣旨からだけではなしに、一般の問題といたしまして、日本経済の正常な再建のために支障になつておるような面も少なくないと思ひます。本委員会でもこの問題を御研究くださつておるようになつておりますが、私どももなるべく国の実情に合ふよう、この問題の改正に關しましては、研究を続けるつもりであります。

○國司委員長 次に日程第七について、紹介議員の紹介説明を求めます。多田委員に代理を願います。

○多田委員 紹介議員山口長治郎君にかわりました、請願の趣旨を御説明申し上げます。事業者団体法等の改正に関する請願でありまして、本請願は水産物協会の全加工水産物団体連盟理事長外三名の請願でございます。水産物は近代組合制度ないし団体制度の中において、同業組合の線に沿つて発展して来たものであるから、水産物の向上発展は、団体指導にまつところ大なるものがありますが、終戦後における政治的、経済的諸情勢の急激な大変革に対処して制定されました事業者団体法等によりまして、団体活動は著しく制限されました結果、団体活動

トンを計画されておると承ります。国際商品である砂糖は、日本商品の輸出増加に關連して、見返り物資として輸入されておりますが、計画以上に増進をはかり、これが国内消化は、中小企業の重要な地位にある製菓業に、戦前以上の消費率七割を割当てられ、国内産業の発展と国民の栄養食品たる菓子品の品質向上に資せられたいというのが、本請願の趣旨であります。

○國司委員長 ただいまの請願に対し、政府側の意見を求めます。

○小塚政府委員 御指摘のように、砂糖の輸入につきましては、本年度は相当増加の見込みであります。また肥料その他これと交換し得るような物資の増産とまわして、砂糖の輸入は、実績において増加できる見込みであります。しかるところ、砂糖の消費量がふえました割合に対しまして、お菓子の業者に対する割合が非常に低いことも事実であります。政府は輸入の牽制を抑えまして、新年度におきましては、製菓業者に対する砂糖の割合を増加して参るつもりであります。

○國司委員長 次に同じく日程を追加いたしました。昨二十二日本委員会に付託されました労働者用物資割当に関する請願を審査いたしますが、本請願は本日の日程第五、第八と同一でありますので、紹介説明を省略いたします。ただいまの請願について政府の意見を聴取いたします。

○小塚政府委員 さきにお答えしました趣旨と同様であります。御了承願いたいと存じます。

○國司委員長 この際お語りいたしました。本日の各請願は、いずれもその趣

旨において至当と認められ、政府において適当にその措置を講ずべきであると思われまますから、いずれも議院の會議に付して採択の上、内閣に送付すべきものと議決いたしましたと思ひます。が御異議ありませんか。

○國司委員長 御異議なしと認めます。さようとりはからいます。

○國司委員長 なお陳情書の取扱につきまして、昨二十二日本委員会に送付になりました物資物価統制に関する陳情書、労働用物資配給に関する陳情書二件を含み、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○國司委員長 御異議なしと認めます。それでは陳情書は、全部委員会において了承ということに決定いたしました。

なお本日追加されました砂糖に関する請願に關連いたしまして、多田委員より發言を求められております。これを許します。多田委員。

○多田委員 業務用の砂糖の取扱について現在安本あるいは食糧庁等で、一般の家庭消費と別個に価格の操作等について考えられておるようでありますが、現在の考え方を仄聞いたしますと、砂糖の業務用の価格につきましては、現在のマル公とやみ価格との中間程度の価格をもつて、特別価格を設定するといふような考え方のようになり承っております。しかもそれによりまして得られましたところの財源を、食糧特別会計の中に包含して、あるいは主食の価格操作の面に使うといふような考

え方も一部にはあるようでございますが、この際特にお願ひしておきたい点は、砂糖の業務用の価格を特別に値上げし生れた財源につきましては、砂糖の価格を調整し、あるいは現在計算されております、近く改正になりマル公の計算の面で価格の操作をするような措置をとつていただいで、砂糖で得られた財源について、他の物資の価格の操作に使われないような、特別の措置を講じていただくように、この際安本当局にお願ひしておきたいと思ひます。

○小塚政府委員 砂糖の、特に業務用砂糖の扱いに關しまして、今政府で検討を続けておりますことは御指摘の通りでありまして、しかしまだ結論が出ておりませんが、御指摘のような幾つかの線を含みましたものが、研究の中心になっておりますことも事実であります。お話のありましたような趣旨も十分考慮いたしまして、給論を出したための参考にしたしたいと考えております。

○國司委員長 この際暫時休憩いたします。

午後二時十一分休憩

午後二時三十分開議

○國司委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

これより国土調査法案の審査に入りたいと思ひますが、ただいま吉岡説明員より、法案の正誤について發言を求められております。これを許します。吉岡説明員。

○吉岡説明員 正誤を申し上げます。五ページの四行目の「作業規定」とありまますのを「作業規程」と直します。

五ページの九行目の「基本調査を行う場合」とありますのを「基本調査を行う」と訂正いたします。十八ページの八行から九行目にある「国土調査と同一の効果」とありますのは「国土調査の成果と同一の効果」と訂正いたします。十九ページの二行目にもあります「前項第二項」は「前條第二項」と訂正いたします。二十八ページの十一行目「務用した者」とありますのは、丸をとります。

○國司委員長 了承いたしました。この際お語りいたします。本法案に対する質疑も大体終了いたしましたものと思われまますので、これにて質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○國司委員長 御異議なしと認めます。それではこれより本法案に対する採決をいたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○國司委員長 起立総員。よつて本法案は原案の通り可決いたしました。

なお本法案の委員会報告書その他の取扱については、先例により委員長に御一任願いたいと存じます。この際小塚政府次官より發言を求められております。これを許します。小塚政府委員。

○小塚政府委員 非常に画期的な法案を、しかも短時間に御審議いただきまして、政府側の意のあるところも御了察願ひまして、早急に結論つけていただきまましたことは、お礼の言葉もありません。この上は御審議いただきま

した趣旨に即しまして、画期的な法案の運用について、十全の努力をするつもりでありますから、つけ加えましてお礼の言葉といたします。

○國司委員長 引続き、森山委員より、外資とタバコ民営に關する小委員会における審議の経過並びに結果に關する報告を聴取いたします。

○森山委員 外資とタバコ民営に關する小委員会の経過につきまして、小委員長永井英修君にかかりまして御報告申し上げます。

外資とタバコ民営に關する小委員会は、昭和二十五年十二月十一日設立せられまして、永井英修委員を小委員長として若川與助、小野瀬忠兵衛、志田義信、多田勇、森山欽司、松尾トシの各委員を小委員とし、関係当局より資料を求め検討中でありましたが、本年二月九日本委員会において審議の結果、タバコ事業民営移管につき、可なり、各委員の明確な結論に到達するに、各委員の意見の一致を見ず、またこの民営移管によつて外資の導入が必ずしも多きを望みがない状況でありましたので、小委員会といたしましては、この際各委員の意見の調整をはかるため一致の申合せをするに努力を尽したものであります。遂にその一致を見ることが得ず、本委員会におきましては各委員から次の三案が提出されたのであります。

自由党案は、わが国財政経済の現状にかんがみ、外資とタバコ民営は時期尚早と考へるといふのであります。国民民主黨はタバコ事業に關し、民営及び多資導入は、国家財政並びに外貨費消上はもとより、特に全国六十萬の耕

作農家の生活を脅かすものであり、これには絶対反対するといふのであります。社会党は、わが国の自立経済と財政及び経済の基礎を危殆に陥らしめ、かつ全国六十万のタバコ耕作農民の生存を脅かし、タバコ事業に対する外資と民営に絶対反対するといふのであります。右三案を討論採決の結果、申合せ案は自由党案に決定いたしました。右簡章でありますが、御報告申し上げます。

○國司委員長 次に協同組合制度に関する小委員長細田榮藏君より、同委員会の審査報告を聴取いたします。

○細田委員 協同組合制度に関する小委員会の審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

本小委員会は前回国会において昭和二十五年七月二十五日設立せられまして、中小企業等協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合の四協同組合制度の現状を調査しつゝありましたが、今国会においても引き続き本小委員会を設置することとなり、細田榮藏を小委員長として、寺本齊、淵通義、笹山茂太郎、松尾トシの諸君を各委員とし、協同組合制度の調査をいたすこととなつたのであります。

すでに前国会において関係当局の説明を求め、各組合代表者の意見を聴取し、また委員派遣による国政調査を行つたのであります。引続き本国会において、さらに各方面に対する問合せによる調査を行い、これらの資料調査をまとめることとしたのであります。

各協同組合は戦時以来の統制機関たる組合とは異り、中小企業者等が相互扶助の精神に基き協同組織により、自主的な経済活動を促し、業者の経済的社会的地位の向上をはかり、あわせて國民経済の発展を期するものとなつたのであります。其の現状は必ずしも期待のごとくではななくして、おむね組合活動は不振状態に陥つてゐるのであります。その不振の原因及び理由は、次のごとくであります。

中小企業者が、従来の物資割当配給の統制団体たる組合概念より脱却できず、新組合に対する理解が足らず、協同精神の徹底を欠き、円滑適正なる運営ができなかつたことであります。

我國経済界共通の悩みである資本不足は、各協同組合において最も顕著なはたは、組合経営の不振と相まつて金融機関に対する信用度がさがる低く、見返り資金の貸付、商工中金及び信用組合の融資等が拡張せられたにもかかわらず、予期の効果をあげ得ないことでもあります。これに対しては特定の信用金庫または中小企業専門の小口金融機関等の設定が要望されてゐるのであります。

各協同組合には制度上の欠陥が少なくないことでもあります。先づ組合設立が届出制であるために、組合の実態把握が困難なるを初めとして、組合員の資格、役員及びその任期並びに事業その他について、中小企業の公正にして自主的な経済活動に適正でないものが少なくないのであります。これには全面的改正はともかくとしても、一部改正を要するものがあるのであります。

各協同組合が独占禁止法及び事業者団体法から全面的に除外されてないために、組合活動を阻害される点が少ないことでもあります。もちろん農業協同組合は独占禁止法より除外されておりますが、中小企業等協同組合にはこまかい制限規定があるのであつて、独占禁止法及び事業者団体法の廃止が要望されてゐるのであります。

各協同組合に対する課税及び財務規定等については一部の改善を見ましたけれども、依然として税金問題は、組合運営の重大なる障害をなしていることでもあります。

各共同組合の監督及び指導について、制度上からもこれを強化する必要があることでもあります。

以上はその主要なる問題点であります。これについては本国会にすでに内閣提出の中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案及び議員提出の農業協同組合法の一部を改正する法律案があるものであり、また事業者団体法については、本委員会に設置されました同小委員会において改正案の提出を見、目下審議中であり、協同組合制度改善の実現が早急に行われるものと存じます。本小委員会においては、この協同組合に関する調査をまとめ、別に詳細なる報告を文書をもつて提出いたすこといたしましたので、ごらんをいたすこととし、その審議の経過及び結果について、ここに

その概要を御報告申し上げます。

○國司委員長 この際お諮りいたしました。経済緊急政策に関する小委員に、多田勇君を追加選任したいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○國司委員長 御異議なしと認めます。それでは多田勇君を同小委員会の小委員に追加選任いたします。

次に同君より経済緊急政策に関する小委員会の審査報告を聴取いたします。多田勇君。

○多田委員 本小委員会は、日本経済の安定に関する総合的緊急基本施策に関する事項を調査するため、昨年七月二十五日に設置されまして、小委員長に志田義信君、小委員に多田勇君、永井英修君、竹山祐太郎君、勝間田清一君がそれぞれ選任されました。小委員会においては、関係官庁、民間団体より随時資料を収集し、意見を聴取するとともに、各地に委員を派遣して産業経済状況の現地調査をいたしました。また昨年九月二十六日及び十月二十日に小委員会を開き、関係官庁並びに民間団体代表者を招き、日本経済の現状の説明、意見を聴取いたしました。

本国会においても引き続き本問題を調査研究することとして、小委員会を設置いたしました。金光義邦君、福井勇君、羽田野次郎君が小委員に追加選任されました。前回の調査を基礎に、熱心な検討を続けて参りました。調査結果の詳細は、別途報告書によつてごらん願うこととして、ここではその概要を簡単に御報告申し上げます。

朝鮮動乱後世界各國は、戦時経済体制への編成を急速に進めつつありまして、重要資材、食糧等の国際封鎖、管理、あるいは割当を強化し、経済的国際的流通を著しく阻害しつつある現状であります。日本経済は欧亜、ことにアメリカ経済に著しく依存し、その再建は主として米国の各方面にわたる対日援助によるところが多いたるだけに、この影響は深刻でありまして、事案前輸入確保の問題が重要性を帯びて参つたのであります。他面、世界政治経済の非常事態に備えるため、自給度の向上と国内資源の開発、すなわち日本経済の国際的依存度と、その自立自給の問題、並びに變動に際する重点の置き方、準備等に対する要請に際しなればならないのであります。換言すれば日本経済の国際的連関性を重視するとともに、他面において現下の世界情勢の次の展開を感得して、最悪の場合には自力による需給計画の最大限の実現を十分に検討し、準備しておかねばならないと思つてあります。諸物資の輸入促進と自給度の向上によつて獲得された資材、食糧等を合理的、能率的、經營的な生産体制に乗せるために、戦争によつて消耗し、あるいは消失した生産諸施設の再整備及びその近代化による生産力の飛躍的増強が要望され、他面総合国土開発計画と関連されるのであります。國民生活水準は、昭和二十五年において、昭和九一十一年平均の約八〇%にとどまつてゐるのであります。わが國民経済は弾力性に乏しいので、国際経済の変動が生活水準に大きく影響を及ぼすので

ありますから、これが向上のためにも前記の諸事情は深く勘案されなければならぬと思つてあります。

かかる観点から、当面の経済緊急対策の焦点をとらえれば、次の諸点となるものと思われまふ。

- 一、物資の輸入確保の問題、二、船舶不足対策の問題、三、資本蓄積対策の問題、四、電力資源開発の問題、五、食糧増産対策の問題、六、統制法規と経済統制の問題、需給対策の六点であります。

これらの諸問題に対する具体的施策については、政府においても、その解決のために全力をあげて国民の要望にこたえるように、それらの対策を進めていくようでありまふが、いづれもその実効が具体的に、しかも一日もすみやかに現われるよう、さらに一層の努力を傾注されるよう要望してやまないものであります。また、これら施策の遂行にあつては、同時に国民経済水準の合理的な維持上昇が、計画的になし遂げられるように、政府においても特に努力を尽されたいのであります。

次に、日米経済協力について一言申し上げまふ。日米経済協力の構想が、アメリカの物資動員計画と密接に結びつき、アメリカは日本に対し原料を供給するかわりに、日本の工業力と労働力をフルに活用するものとすれば、日米協力の問題は日本に与える政治上、経済上の影響は、きわめて重大なものといわねばならないのであります。この日米経済協力を実施するためにも、国際経済力の積極的な対日援助が当然必要となり、日本の経済総力がさらに上昇され、生産力の増強に一段の努力

を要することもまた言ひまでもないこととあります。そのためにも、前記の諸問題の強力、急速な遂行に結果が望まれるわけでありまふ。ことに日米経済協力に基づく生産力の大規模な拡充の要請に伴つて、国内遊休未稼働施設の活用更新と、新施設の建設が強く求められる結果、それに対応する電力供給力増強のための水火力両面にわたる緊急電源開発計画の実施、並びにそのための外資その他の新資金の獲得、生産増強に伴う所要物資に対する輸入促進と国内需給に対する制約の実施、並びに国際制当物資の獲得のための努力、たとえば割当機構への参加等と割当物資の国内使用の制限、生産増大に伴うインフレ傾向の増大に処する賃金、物価、生活水準、財政金融など、各方面にわたる措置などが、新たな必要になつて取上げられねばならないものと予見されるのであります。しかも日米経済協力の要請と、それに伴い現に予見される措置については、すでに一部業界に対して、日本の産業構造に、重工業偏重の懸念を与えていることも事実であります。これらの懸念に對しては、政府においても、過去の貴重な経験にかんがみて、あらかじめ方全の見通しと、総合的な計画に基いた対策を用意しつゝ、国民経済に破行状態を来さないよう、特に注意を喚起しておきたいのであります。いづれにしても国際的な情勢は重要さを加へつつある折からでありますから、施策に弾力性と国民経済の見地からする総合性を十分に發揮して、経済の発展と安定に特別の努力を希望してやまないものであります。

以上をもつて、経済緊急政策に關する小委員会の報告を終ります。

○副委員長 なおこの際お諮りいたします。電力に關する小委員会の小委員に奈良治二君を追加選任いたしましたこと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めまふ。それでは奈良治二君を同委員会の小委員に追加選任いたします。引続き同君より電力に關する小委員会の審査報告を聴取いたします。奈良治二君。

○奈良委員 私は電力に關する小委員会の委員として、本問題に關する小委員会の経過と、その調査によつて得た本委員会の要望事項を簡単に申し述べたいと思ひます。

電力に關する小委員会が森崎、岩川與助、宮原幸三郎、有田喜一、勝間田清一、後に奈良治二の諸委員を委員として設けられましたのは、昭和二十五年七月二十五日でありましたが、以来本委員会は主として電力再編成問題の経過、電源開発計画と開發資金、電力の需要と供給電力料金の諸点を中心として、政府の説明、資料の提出を要求し、また同年八月国土総合開發計画の策定調査並びに事業者団体法、協同組合制度、経済緊急政策、電力に關する各小委員会の連合による策定調査の一環として、各地に委員を派遣し、電力問題の策定調査に當つて来たのであります。右に述べました各項目についての詳しい報告は、別に提出いたしました報告書に譲ることいたしました。ここでは要望事項の要点だけを申し述べまふ。

る産業の基礎をなすものであり、しかも日本の水力電気は唯一の天恵として、その開發は国民経済復興の基本をつちかひに足るものであります。それだけに電力問題の国民経済的観点からする解決は、自主を目ざす日本経済の再建、發展と国民経済の内容充実の面から取上げられなければならないと思ひます。こうした点から考えまふと、電力事業の構成問題は、日本の産業構造と地方的産業立地の條件に、十分マツチして取扱われなければならないし、従つて電源の開發、電力需給の具體的処置、電気料金の地域差などの問題は、十分、一般の納得の行くよう、さらにはまた国民経済の見地からその合理的な解決が要望されるわけでありまふ。

要項事項の第一は電源開發の問題についてであります。言ひまでもなく電源の開發は、全般的立場から、わが國の當面する経済自立という点を考慮して、当然総合的な国土開發計画とにらみ合せて、治山、治水と関連して行われるべきであります。電源開發の中心は、水力發電の開發にあるのであります。水力發電の開發に左右されるわが國の現状においては、水力を補うための火力の増強もきわめて重要なものであります。ただここで注意されなければならないことは、電源の開發が地域のいかによつて、その工事費に多大の相違があり、その結果、電力料金に相當の地域差が生ずるおそれがあることとあります。この点は一面、電力再編成の影響からも考えられることとあります。現在のごとく、各地の地元産業の盛衰が、一に原料源並びに熱源としての電力問題にかかつておる点

からいたしましても、十分考慮されなければならないと思ひます。

次に要項事項の第二として、電力需給の問題であります。本問題も、要は發電總量のいかにかかるもので、年間を通じ、一割以上の不足を生じている現状におきましては、その需給計画において、正確な發電量の査定と、適切な割当がまず必要であります。特に冬季においては、水力發電の發電量と、これを補う火力發電との關係が明確にされなければならない。これが適正を欠くときには、単に電力の超過使用の範圍を越えて、全面的配電停止となり、それが産業界に及ぼす影響には重大なものがあつて、この点に關し十分の対策が私されることを要望するものであります。

第三には、電力再編後の電気料金の問題であります。これは今後の問題で今ただちに何とも申し上げることはできませんが、現状から推して考へると、電気料金の地域差が、現在よりも大なり小なり拡大されるであろうこと、及び諸般の事情からして、料金の基準が、現在よりも場合によつては、はるかに高騰するであろうといふことが想像されるのであります。もしそのような現象が現われた場合、それが日本の産業に對して多大の影響を及ぼし、現在の産業構成に望ましくないからの変革を余儀なくさせるようなことのないように、万全の処置が講ぜられるべきであります。

これを要するに、電力問題の根本的解決は、安い電力を豊富に供給するといふ一語に尽きるのであります。今日の日におきましては、特に国民経済の再建、發展という立場を忘れるこ

を要するに、電力問題の根本的解決は、安い電力を豊富に供給するといふ一語に尽きるのであります。今日の日におきましては、特に国民経済の再建、發展という立場を忘れるこ

となく、本問題の解決のために、施策の遂行に全力をあげられんことを要望してやみません。

以上であります。

○園司委員長 以上の審査報告について、御質疑があればこれを許します。——御質疑がなければこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会

〔参照〕

国土調査法案に関する報告書

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局